

平成 2 3 年度 第 2 回
(2 0 1 1 年度)

吹田市都市計画審議会会議録

日 時 平成 2 3 年 1 1 月 1 5 日 (火) 午前 1 0 時 0 0 分
場 所 吹田市役所 高層棟 4 階 特別会議室

平成23年度第2回都市計画審議会会議録

平成23年11月15日

西倉参事 おはようございます。それでは、定刻になりましたので、ただいまから平成23年度(2011年度)第2回吹田市都市計画審議会を開催させていただきます。

開会に当たりまして、山中副市長からごあいさつ申し上げます。よろしくお願いいたします。

山中副市長 おはようございます。本日は委員の皆様方には、大変ご多用の中にもかかわりませず、第2回目となります本市の都市計画審議会にご出席を賜りまして、誠にありがとうございます。

平素は、当審議会におきまして、本市のまちづくりの根幹でございます用途地域等の地域・地区や都市計画道路・公園等の都市基盤施設などの重要な事項につきまして、大局的な立場から、多くのご意見とご助言を賜っておりますことを重ねて御礼を申し上げます。

本日は生産緑地地区の変更と大阪府服部緑地の都市計画変更に伴います関連案件4件の計5件のご審議をお願いいたすことになってございます。どうかよろしくお願い申し上げます。

西倉参事 ありがとうございます。次に、9月13日付で関係行政機関の委員の交代がありましたので、ご紹介いたします。

吹田警察署長の難波委員でございます。

難波委員 難波と申します。どうぞよろしくお願いいたします。

西倉参事 それでは、副市長から会長へ諮問書をお渡しさせていただきますので、よろしくお願いいたします。

それでは、柏原会長、議事の進行をよろしくお願いいたします。

柏原会長 おはようございます。今日は、委員の皆様方におかれましては、何かとご多忙のところ、当審議会にご出席いただきまして、まことにありがとうございます。

本日の欠席委員はおられないですね。寺西委員、岡委員は少しおくれて来られるということでございますので、時間の都合もございまして、このまま始めさせていただきたいと思います。

委員の過半数以上のご出席をいただいておりますので、吹田市都市計画審議会条例第5条第2項の規定によりまして、本審議会は成立しております。

本日ご審議いただきます案件は、お手元の議案書のとおり、議案第5号 北部大阪都市計画生産緑地地区の変更（吹田市決定）について。議案第6号 北部大阪都市計画高度地区の変更（吹田市決定）について。議案第7号 大阪都市計画緑地（第2号服部緑地）の変更（大阪府決定）について。議案第8号 北部大阪都市計画用途地域の変更（大阪府決定）について。議案第9号 北部大阪都市計画風致地区（服部風致地区）の変更（大阪府決定）についての5案件と、その他報告事項でございます。

皆様の慎重なご審議をよろしく願いいたしますとともに、議事進行にご協力をお願い申し上げます。

次に、傍聴の方はおられますか。

後野主幹 1名おられます。

柏原会長 それでは、どうぞ。

傍聴の方をお願いいたします。

審議中はご静粛をお願いいたします。よろしく願いします。

これより、議事に入ります。

まず、議案第5号 北部大阪都市計画生産緑地地区の変更（吹田市決定）について、事務局のご説明をお願いいたします。

武田参事 都市整備室の武田でございます。よろしく願いいたします。

まず初めに、議案のご説明の前に資料の確認をさせていただきたいと思います。

お手元のほうに、先に送付させていただきました A 4 サイズの議案書及び A 3 サイズの議案参考資料 2 枚はございますでしょうか。

これは第 5 号、第 6 号、第 7 号、第 8 号及び第 9 号の議案でございます。

議案書のページですが、議案下の隅に通し番号をつけておりますので、通し番号で説明させていただきます。

議案書は、議案第 5 号が 1 ページから 1 7 ページ、議案第 6 号が 1 8 ページから 2 7 ページ、議案第 7 号が 2 8 ページから 3 3 ページ、議案第 8 号が 3 4 ページから 3 9 ページ、議案第 9 号が 4 0 ページから 4 5 ページでございます。

また、別の A 3 サイズのカラーの議案参考資料につきましては、議案第 6 号から第 9 号の「大阪都市計画服部緑地等都市計画の変更について」及び議案第 6 号の「新旧対照図」の 2 枚でございます。

以上が、本日の議案に関します資料でございますが、皆様、よろしいでしょうか。

ございませんでしたら、すぐにお持ちいたします。

それでは、議案第 5 号「北部大阪都市計画生産緑地地区の変更（吹田市決定）」について、ご説明させていただきます。

前方のスクリーンのほうにも表示しますので、あわせてごらんください。

失礼ですが、座って説明させていただきます。

議案第 5 号「北部大阪都市計画生産緑地地区の変更（吹田市決定）」についてでございますが、1 ページから 1 7 ページでございます。

これに先立ちまして、生産緑地地区の制度について、概要をご説明させていただきます。

生産緑地地区は、市街化区域内にある農地の農業生産活動に裏づけられました緑地機能及び公共施設の保留地機能に着目し、良好な市街地の形成、保全及び確保を図るための都市計画の制度でございます。

平成 3 年 4 月に生産緑地法が改正され、都市計画において宅地化する農地と保全す

る農地に区分することとされており、保全する農地について、都市計画法に基づく生産緑地地区の指定を行っているものでございます。

指定要件としましては、現に農業の用に供されている農地などで、生活環境機能及び公共施設等の敷地の用に供する土地として適していること、ほかに区域の面積が一団で500平方メートル以上の農地であることや営農に必要な水路があるなど、農業の継続が可能であることの要件を満たすことが必要です。

市では、これに基づきまして平成4年に約63ヘクタールの指定を行い、その後、区域の追加や廃止などに伴いまして都市計画変更を行い、現在、約56ヘクタールの指定となっております。

指定を受けますと、農地として30年間は維持管理しなければならず、農業上、必要で、生産緑地の保全上、支障のないものなどを除き、地区内における建築行為、宅地造成行為などが生産緑地法に基づき厳しく制限されます。

一方で、所有者は、税制上の優遇措置が受けられることとなっております。

次に、指定を解除する条件は、生産緑地地区の指定後30年を経過した場合、主たる従事者が死亡した場合、または病気やけがなどで営農が不能の場合には、生産緑地法第10条に基づきまして、市長に対して生産緑地の買い取りを申し出ることができます。市長が買い取った場合の土地は、公園、道路など公共の用に供するために管理されます。市長が買い取りを行わず、また、農地の取得のあっせんを行うも不調である場合には、行為制限の解除が行われ、所有者は建築行為や宅地造成行為なども可能となります。

以上、概略ではございますが、生産緑地地区の制度についてご説明をさせていただきました。

それでは、議案に沿って進めさせていただきます。

右下の1ページをごらんください。

2ページをごらんください。

北部大阪都市計画生産緑地地区を次のように変更するものでございます。

2ページから6ページにわたりまして一覧表をお示ししております。今回の変更を含めたすべての地区について記載をしております。

変更内容につきましては、後ほどご説明させていただきます。

次に、7ページをお願いいたします。

変更の「理由」でございますが、本市のすぐれた環境機能及び多目的保留地機能を有する農地を計画的に保全し、もって良好な都市環境の形成に資するため、また、生産緑地法第14条に基づく行為の制限の解除が行われた区域及び公共施設の用に供した区域について、生産緑地の機能を維持することが困難となったため、本案のとおり生産緑地地区を変更するものでございます。

次に、8ページをごらんください。

新旧対照表をお示ししております。

ここには、左の列から順に、変更箇所の「地区名称」、「位置」、「変更前・変更後の面積」、変更の種類としまして「追加・区域変更・廃止の別」、「変更理由」、「図面番号」をお示ししております。

縦の行が今回変更する9地区の箇所でございます。1行目の右肩の図面番号と示しております「岸部北2-4生産緑地地区」から図面番号の「千里山東4-1生産緑地地区」までの9地区でございます。

一番下の最終行に、変更後の生産緑地全地区の集計をお示ししております。生産緑地地区の合計は204地区、面積は約56.19ヘクタールとなるものでございます。これらの詳細につきましては、後ほど順にご説明させていただきます。

次に、9ページをごらんください。

ここでは位置図としまして、今回の変更箇所の市域内におけるおおむねの位置をお示ししております。

それでは、それぞれの地区を新旧対象図で順にご説明いたします。

前面のスクリーンで10ページから17ページの新旧対照図と同じものを、それと写真をお示ししますので、お手元の資料のほうは8ページの新旧対照表をごらんください。

初めに、「岸部北2 - 4生産緑地地区」につきましては、スクリーン上の赤色の点々と線で囲ってあります区域につきましては、新たに地区の追加を行うものでございます。

スクリーン上の左側が地形図で、右側が上空からの写真でございます。

地区の面積は、約0.06ヘクタールでございます。

前面のスクリーンでは、こちらが現況の写真となっております、地区の北東側から南西側に向かったの写真でございます。

続きまして、「藤が丘町 - 1生産緑地地区」につきましても、スクリーン上の赤色の点々と線で囲ってあります区域について、新たに地区の追加を行うものでございます。

地区の面積は、約0.1ヘクタールでございます。

前面のスクリーンにお示ししておりますこちらが、地区を南西側から北東側に向かって撮りました現況の写真でございます。

次に、「山田東4 - 7生産緑地地区」につきましては、スクリーン上の、ちょっと小さいですが、赤色のストライプと線で囲ってあります区域の約0.01ヘクタールについて、主たる従事者の死亡を事由としまして、生産緑地法第10条により買い取り申し出がなされ、所定の手続を経て行為制限が解除されたため、一部を廃止し、区域変更を行うものでございます。

このことから、地区の面積は、変更前の約0.09ヘクタールから変更後の約0.08ヘクタールに減少となるものでございます。

次に、「岸部北3 - 4生産緑地地区」につきましては、スクリーン上の赤色の点々と線で囲ってあります区域につきましては、面積約0.14ヘクタールの区域を追加し、

区域変更を行うものでございます。

このことから、地区の面積は、変更前の約 0 . 3 ヘクタールから変更後、約 0 . 4 4 ヘクタールに増加となるものでございます。

スクリーンにお示ししておりますこちらが地区の西側から東側に向かって撮りました現況写真でございます。

次に、「春日 2 - 1 生産緑地地区」につきましては、スクリーン上の赤色のストライプと線で囲っております区域について、都市計画服部緑地の事業用地として大阪府が取得されたため、一部を廃止し、区域変更を行うものでございます。

スクリーン上で縦に茶色の線でお示しておりますところが都市計画緑地の区域でございます。生産緑地と重複している区域が対象の土地でございます。三角形で小さく示しているところでございます。

このことから、地区の面積は約 6 0 平方メートル、すなわち約 0 . 0 0 6 ヘクタールの減少となりますが、数値の減少が小さいため表の数値の変更はございません。

次に、「広芝町 - 3 生産緑地地区」につきましては、スクリーン上の赤色のストライプでお示しております区域の面積約 0 . 1 2 ヘクタールにつきまして、主たる農業従事者の死亡を事由としまして所定の手続がなされましたので、地区の廃止を行うものでございます。

続きまして、「江坂町 5 - 1 生産緑地地区」につきましても、スクリーン上の赤色のストライプでお示しております区域の面積約 0 . 1 2 ヘクタールについて、主たる農業従事者の死亡を事由としまして所定の手続がなされましたので、地区の廃止を行うものでございます。

次に、「上山手町 - 6 生産緑地地区」につきましては、スクリーン上の赤色の縦のストライプでお示しております区域の面積約 0 . 1 1 ヘクタールについて、主たる農業従事者の故障を事由としまして所定の手続がなされましたので、地区の廃止を行うものでございます。

続きまして、「千里山東4-1生産緑地地区」につきましても、赤色の縦のストライプでお示ししています区域の面積約0.13ヘクタールにつきまして、主たる農業従事者の故障を事由としまして所定の手続がなされましたので、地区の廃止を行うものでございます。

以上、これら9地区の変更によりまして、全体の地区数は変更前の206地区から2地区減少し、変更後の204地区となり、合計面積は、変更前の約56.38ヘクタールから56.19ヘクタールと、約0.19ヘクタールの減少となるものでございます。

また、都市計画法第17条に基づく縦覧及び意見書の受け付けを、「平成23年10月7日から10月21日まで」行いましたが、意見書の提出はございませんでした。

以上が、議案第5号「北部大阪都市計画生産緑地地区の変更（吹田市決定）」についての説明でございます。

どうぞよろしくご審議賜りまして、ご承認いただきますよう、よろしくお願い申し上げます。

柏原会長 どうもありがとうございました。事務局の提案説明が終わりました。

議案第5号について、ご質問、ご意見を受けることといたします。

順次、ご発言をお願いいたします。

A委員 今、ご説明が一通りあったんですが、結局、解除になりました後で、緑地なり農地なりの形で残るところと、それから廃止になったのが一般に売られて宅地なり何なりに変わるということになるのがどこかという区別がちょっとわかりませんので、ご説明願えたらと思います。

樽上総括参事 今回の変更に伴いまして、緑地に残るとというのが、こここのところではいいところの春日2-1生産緑地地区というところが、服部緑地の事業区域内で大阪府さんが買収をされて、緑地の一部として整備をされていく区域になります。こ

の区域につきましては、基本的に緑地という位置づけになっていくところでございます。

それ以外のところの廃止というところにつきましては、基本的に、これから公園等にせず宅地になっていくということになると思います。

A委員 わかりました。結局、買い取り申し出があったけども、買い取らなかったということですか。

樽上総括参事 はい。

柏原会長 では、ほかに何かご質問、ご意見はございませんでしょうか。

B委員 営農されている方が亡くなられて、やむなく変更するというのは理解ができるんですけども、営農ができない状況になったというのを故障とおっしゃっていたんですけども、それがそういう行政の用語なのか、法律の用語なのかわからないですけども、まるで機械扱いしているようで冷たく聞こえてきたんですけども、故障というのはどんなもんなんですかね。

武田参事 農業の従事を不可能にさせるというところで、法律上、故障という表現を用いておりますが、実際はけがをされましたり、病気をされたり、高齢で田んぼのほう、畑のほうに出られないというような事由でございます。

実際に田んぼができないというような、畑ができないという、営農ができないというところは、医師の診断書に基づきまして判断させていただいております。

B委員 もちろん単なる文言のことだと思いますけれども、何か適切な表現をご検討いただきたいというのが結論でございますので、よろしくお願ひしたいと思ひます。

柏原会長 じゃあよろしくお願ひいたします。

何かほかに。

C委員 よくわかってないので、不適切な質問であれば教えていただきたいんですけども、生産緑地を市のほうが買い取りまして、どういうことに使う可能性がある

かということなんですけど、最近だったら、例えば、小中学校なんかの農業教育というんですかね、学校のほうで子供たちに農業を体験させて教えるような、そういうのが足りないんですというようなお話を聞くことがあるんですけども、例えば、千里第三小学校であるとか、あるいはその他の小学校でそういうふうな要望とか、そういうものはあるか、ないかというのを確認された上でこういう判断をされていらっしゃるのでしょうか。

武田参事 買い取りの申し出、土地の所有者のほうから申請を受けました後、市の中では、各部局のほうに照会をかけまして、教育委員会のほうも含めまして照会をかけた結果、買い取りができない場合は、次の手続を進めていくという状況でございます。

柏原会長 それでは、ほかに何かご意見とかご質問はございませんでしょうか。

D委員 固定資産税はどれくらい下がるか教えてもらえますか。

樽上総括参事 その辺は税制上のことなので、我々のほうは、済みません、詳しくタッチしておりません。

D委員 といっても、同じ市の中の固定資産税の収入じゃないですか。それが大分下がると思うんですよね。農地から生産緑地に変わるというだけで、固定資産税はたしか大分下がると思うんですけども、それは市として関係ないということはないんじゃないですか。

樽上総括参事 生産緑地にかけていくことによって、税制のほうの取り扱いは市街化農地のところからの生産緑地というところでは、おおむね今、かかっているふつうの農地というところの税金面が生産緑地にかかったことによって、約100分の1から200分の1ぐらいの評価ぐらいに大分下がっているというのは聞き及んでおりますけども、逆に、この生産緑地を外すことによって、またふつうの税制のところに変わるということになります。

D委員 ちょっと質問を変えますけど、一応、将来の見通しを立てて設定しないと

いけないというふうに法律には書かれていると思うんですけども、この一団の土地、30年後にかけて何かこういう公共施設がいいとか、公園がいいとか、そういう緑地をこのまま保全しようという、こういった選択肢の中で新たな追加設定を考えていらっしゃるのか教えてください。

樽上総括参事 当初のところで、平成4年、5年にかけて、この生産緑地というところを都市計画の位置づけをして行ってきたときには、制限として30年間は営農してくださいねということでの指定はしておったわけですけども、基本的には、当時は市街地の宅地化への動向が激しい中で、やはり将来にわたってのそういう公共用地、公園とかそういうところの用地としてできるだけ確保していきたいという趣旨があったので、生産緑地の申し出があったときには、基本的に、その要件を、先ほど言いましたように500平米以上とか、農業を営農できる用地とか、そういう趣旨のもとで、すべてのところを受け入れた中で、今後、都市計画の公共施設のリザーブ用地という形では進めていきたいと思っていますけども。

基本的に、ですから、どこのということよりも、吹田市内全域を対象として、そういう生産緑地のところについては、必要性があるところについては公共用地、公園とかの用地に、今後、希望があれば進めていきたいと思っています。

D委員 緑が大事だとか農地が大事だというのであれば、買い取り申し出は受けるべきやと思うんですけども、今回新たに設定していったって、公共用地が必要じゃないのに設定していくんであれば、田んぼも自由にしなはれって、設定も新たに勝手にしなはれやったら何のための法律かわからないんで、その辺、設定するなら何かの予定がなければおかしいですし、買い取り申し出があった場合に、本来、買い取る理由がなければおかしいのに、全体的にそうだからというので買い取れないという理由であれば、新たに設定していく理由そのものが失われていくと思うんですけども、その辺、いかがお考えでしょうか。

武田参事 生産緑地の指定の要件としまして、例えば将来、委員がおっしゃって

るのは、公園とする予定があるところが生産緑地として申し出があった場合に、次の形を想定して受けるべきだというお話だと思っんですけども、生産緑地の制度そのものは、一定の道路がちゃんとついているとか、公共用地として確保できる条件をそなえた場合は、公共施設の、公共用地のリザーブ用地として受けていくという制度になっておりますので、将来、長ければ30年以上となるわけでございますけれども、その時点での公共用地として必要なときに買い取りをしていくと。申し出があった場合は買い取りしていくという状況でございます。

E 委員 吹田市のほうで農業を、専業農家をなさっているのは本当に数少ないというふうに聞いているんですけど、吹田のクワイとか植えてはったり、小学校の児童を受け入れて営農活動というか、土になじんだりというようなことがすごく効果があって、児童の人も幼稚園の幼児にもすごく評価が高いんですけど、こういうのは市が買い取れないと、申し出があっても、市の予算で買い取れないということであれば、借り受けるというようなことはできないんですか。

借りておいて、市がそういう市民農園なんかもすごく希望が多いですし、小学校や幼稚園の児童が使えるような形での仕組みをつくれば、やれるんじゃないかなと思っんですけども、そういう形で残していかないと、吹田の農業との絡みがあるので、次々とせっかくの生産緑地がなくなっていけば、一たん解除されたらもとへ戻りませんよね。そのあたりのことなんかはどんなふうに考えられているのか、お伺いしたいんですけど。

樽上総括参事 市のほうでは、産業にぎわいのほうで、農業政策でこの生産緑地のところで市民農園という形で、生産緑地をかけている中で市民農園として提供されているところも何カ所がございますし、逆に、学校体験農園みたいな形のところの政策もしておりますので、基本的に、農業ができなくなったのでやめていくという形ではなくて、農業政策のほうで生産緑地で残していただいて、市民農園の提供をしていただいてという政策は逐次行っております。

今回、こういう箇所数というのは今のところ手元に資料がございませんけども、鋭意、そういう努力は農業政策のほうでしております。

柏原会長 それでは、ほかに何かご意見。

A委員 この制度そのものの運営についてちょっと伺いたいと思うんですが、何十年かわかりませんが、税制優遇を受けて守っていただいていたと。所有者については税制の優遇を当初受けていたわけですが、死亡なされるとか、いろんな事情があることはわかりきっているわけですね。そのときに買い取りませんということになったというのを、これは都市計画審議会にも係るような案件ですし、予算から制度から考えますと、市議会にも関係することですが、そこでお話がないままに買い取れません。市長部局だけで決めてしまって、もうこれは契約したのかどうかわかりませんが、買い取れませんか決めてしまうというようなことでいいのかどうかと、それを疑問に思いますわ。

やっぱりそれは今、D委員のお話があったように、議会のほうにもお話がないままだったから、こんなご質問、ご意見が出たかと思うんですが、やっぱり税制優遇をずっと続けてまでしたところが変わることについては、その辺の運用面で議会なり審議会、どこがいいか私はわかりませんが、そういうところに話があって考えていくのがあるのではないかと思います、いかがでしょう。

竇田都市整備部長 都市整備部長の竇田です。

そもそも都市計画の制度でございます。制度の目的が緑地の機能という目的と、もう一つは、これは今、議論になっていきます公共施設の保留地の機能という。

お話にあるように、公共施設というのは、30年の中で、さまざまな市民ニーズなり社会ニーズによって公共施設用地として、その時々判断で必要かどうかという、そういう長いスパンでの施設がどうかということによって取得するかどうかという判断の担保を都市計画の制度でとっているということでございます。

ですから、それぞれ時期時期で廃止とか死亡とか故障とかいうことで、それが要因

で申し出があるわけなんですけども、その都度都度、議会に諮るなりそういうことではなくて、我々はやはりその時々行政判断として各所管、先ほど出ました教育委員会、我々でいいましたら公園とか道路、そういう部局に調査をしまして、その結果を受けて最終的な判断をして、きょうの廃止なり追加とか変更、そういうことの議案として提出をしているところでございます。

ですから、あくまでも長期的なスパンの中での公共用地が、取得するときには担保されているという制度をご理解いただきたいというふうに思っております。

どうぞよろしく願いいたします。

A委員 質問の内容とはちょっと違いまして、質問は、その判断が間違っているとかというようなことを言っているんじゃないんですが、判断に沿ったことはそれはしっかりなさったと思いますが、それを今の議会なり何なりに相談しなくてもいいんだというようなご説明を伺ったんですが、それでいいんですかという質問をしたわけです。即答は難しいとかと思いますので、それについては改めて検討していただくと、どうあるべきかということをごすね、それをお願いしたいと思います。

竇田都市整備部長 ご質問の趣旨をちょっと私に取り違えていましたけども、都市計画決定をされた中身を議会等、市民を含めましてどういうふうに報告を公表するかということのご指摘でございます。それにつきましては検討させていただいて、対応させていただきたいと思っております。

以上です。

柏原会長 それでは、ほかに何かご質問とかご意見はございませんでしょうか。

C委員 何人かの方々からご質問が出ているので、もうちょっと制度趣旨と、その担保の方法についてのご質問を重ねてちょっとお伺いをさせていただきたいんですが、先ほどから公共用地のリザーブのための生産緑地指定という趣旨もあるということなんですが、これは繰り返しますが、生産緑地、農地機能というものを維持するのがまず第1の理由で、第2の理由として、公共用地のリザーブという機能もあ

ると、そういうふうにもまず考えてよろしいわけですね。それとも、その二つの重みというのはどういうことなのか理解ができてないんですが、まず、その点についてちょっとお答えいただけますか。

武田参事 どちらの意味合いのことも、法には書いておりますが、実際の手続としましては、まずは公共用地として、先ほどお話ししております市内もしくは農業委員会さんのほうに確認をする中で、公共用地としてできないか。その次に、どうしても農業の従事者さんが続けられない、もしくはお亡くなりになったというような場合は、他の農業の方に、先ほどの市民農園も含めまして、そういった農地で続けられないかということをお伺いして、その結果、次のステップに進めていると。ですから、手続としては、まず公共用地という形になっております。

Ｃ委員 それは行政としての手続の順番、チェックの順番をその順番でしているということであり、基本的に、この制度の目的としては、１番、２番は、僕は逆だと思っておりますけども、それはそういう理解でよろしいんですかね。

武田参事 そういう形になると思います。もともとは農地ということで優先されると思います。

Ｃ委員 それで、相続税なんかは減免するという目的は、そこでその農業者が農業の生産活動に従事するということが公共の利益に資するから、それで税金を安くして、そこで農業をしていただくと、これが一つの対価の関係になるというふうに考えてよろしいわけですね。

武田参事 済みません、税金は詳しくは説明できませんけども、相続税ということに関しますと国税となっておりますので、吹田市は市街化区域でございますので、基本的には、納税猶予という、払うのを猶予されるという制度はございますけれども、こちらについては優遇されるものはないというふうにお聞きしております。

もう一つの、毎年、市のほうでかけています固定資産税のほうは、先ほどご質問がありました段階によって宅地、農地、それから生産緑地というような形で評価してい

るものと思います。

Ｃ委員 私、本当に固定資産税という、そういうつもりで口から相続税という言葉が出てしましまして、本当に申しわけございませんでした。

そういう形で、それが対価の形であるということは、３０年間、そういう農業生産を続けてきたという段階においては、土地の所有者と、それから市というのは一応対等の形で、別にこれだけずっと減免してきたんだから、それでは、もうそれは市が自由に使っていいんじゃないかということよりも、この制度として市が自由に選べると。選んだ後に関しては、市が使わないということであれば、その土地はもともとの所有者の所有に戻すということがあっても、制度的に例えば余りにも所有者が得じゃないかとか、そういう問題ではないというふうに考えてよろしいんですか。

つまり、そこで吹田市が買い取らないという判断をすることが、その土地の所有者に対して何らかの特別な利益を与えるということではないですか。

武田参事 今のご質問は、長年、制限もある、一方は税金のほうで優遇もされていた所有者さんの方に対して、所有者さんが、市が買い取らなかった場合にメリットがあるかということですか。

Ｃ委員 そういう意味です。

武田参事 土地はそのままですので、メリットとしてはないと思います。

Ｃ委員 そうですね。つまり結局、吹田市としては、そこでそういう形で農業学習のための土地であるとか、あるいは市民農園であるとか、そういうことを行うのかどうかということを純粹の政策的な当否という形で判断した上で、それでやっぱり市民農園というのを維持するにはお金がかかって、当面、それをそこですするというふうなニーズがないというふうに判断すれば、市が自由な裁量で、それは市民農園をします、しませんということを市の判断として行えばよろしいということになるわけですね。

武田参事 済みません、今、Ｃ委員がおっしゃったのは、市民農園なり、市のほう

の施策と合致させる、もしくはそういうように誘導すべきだというお話なんですか。

C委員 わかりました。だから、私が、どうしてこういう委員のほうから質問が出るのかということの意図としては、結局、吹田市がしなければいけないチェックをしていない。あるいは吹田市が、しなくてはいけない事業をしていないというような、本当にこんなことをして大丈夫なのかという、そういうような心配が出てくるから質問が出てくると思うんですよ。

だから、そういう意味合いで、最初からずっとお聞きしてきたのは、吹田市が生産緑地を廃止する、廃止しないということに関しては、吹田市独自の事業としての必要性で判断すればいいことであって、吹田市が事業として必要ないということであれば、廃止をしたところで特定の方に何かの利益を与えることにはつながらないんですよという安心感を委員の皆さんに持っていただこうと思ってこういう質問をしているわけです。

F委員 関連で、私もこれ気になったのは、今回、廃止ばかりになっていますけれども、いわゆる買わないと。これは買う場合だったら、当然、お金が出ますよね。ということは、それなりの予算処理を最初からしておかないと、買うものも買えませんよね。その辺がどうなっているのかなと。

結局、予算化するということは、今、皆さんがおっしゃっているようなことにつながると思うんですよ。それが先ほどD委員もおっしゃったような、結局、何で市議会のほうを通らへんねんと、情報が来ないとかいうことになるかと思うんですけど。

だから、もう一つの質問は、そういう意味では、もし買うとなったら、あらかじめ予算措置をやって、もし農園を貸すんだったら、この部署であらかじめとっているから、そこから予算を出して買うんだという話になるのか、あるいは改めて議会に提出して買うんですという予算処理するのか、そういうところをちょっと私は市民として聞きたいと思います。

もう一つ言わせてもらおうと、市民感覚でいうと、先ほどのお話でいうと、日ごろからこちら辺に貸農園が欲しいなとかいうことを言うのかなあかんということですね、この市の各部署の関係するところへ。そうしないと伝わらないと。知らないことはだれも判断できませんから、というふうに理解してよろしいですね。日ごろから言わないといけないなということがよくわかりました。

武田参事 実際の業務としまして運用させていただいているのは法律にも定められておりまして、例えば、こういった形で、都市計画法上の整備をするまでに、例えば先ほどお話ししました農業の従事者がお亡くなりになったり、けがをされたりとかした場合は、農業従事者の変更という形で、ご家族である場合もありますし、ほかの農業従事者の方にお話しされて変わられるというのも、それは手続としてかなりたくさん受けております。

それと、土地の所有者さんが相続の関係で変わられたりとか、いろんなほかの理由で変わられた場合も、手続としてはかなりたくさん受けております。

その手続としては受けるんですけれども、実際はもっともっと窓口では相談とかという形でふだんから受けておりまして、そういったところでは、もともとの生産緑地の意味合いでありますとか、当然、所有されている方もしくは農業に従事されている方はその辺を踏まえて、ほとんどの方がご理解されている。

ただ、その中に、やはりどうしようもない、もしくは近隣、もしくは家族の方も農業ができないというような理由がありまして、そういう場合に限りまして、他の農業従事者のあっせんなんかを農業委員会のほう、もしくは産業振興のほうからもアプローチしますけれども、結果として、こういう案件になるものもございます。

実際の手続上は3カ月、法律は全国そうなんですけども、申し出が最終そういう相談にかかわらず申請があった場合は、いろいろそういう土地の利用状況を確認するなど、そういう法的な手続を進め、ほぼ3カ月から4カ月間ぐらいで判断することになります。

ですので、今、おっしゃいましたように、例えば、生産緑地を、目的を定めて何々するというような形で定めている場合には、その土地が出てきた場合は、そういう手当をする場合、もしくは買い取る場合もあると思いますけども、現在の制度では、申請がありましたら、半年以内でそういう手続がなされてしまうという制度でもございます。ですので、予算化というのは、確かに、その土地を当て込んでおかないとなかなか難しいということでございます。

柏原会長 いろいろご意見がございましたけれども、よろしいでしょうか。

C委員 だから、結論的というか、私が十分まとめられるわけではないですけども、今のお話だと、結局、学校の農園にしたかったり、市民農園にしたかったら、きちんと担当課に前もって、大体このあたりの地域でそういうことがあったら言ってくださいねときちんと言っておいたら、そういうことになるけども、そうでなければ、こういう形で粛々と進んでしまうことは仕方がないということですね。

武田参事 はい。

柏原会長 ありがとうございます。

では、ほかに何か。いろいろと意見がございましたけれども、よろしいでしょうか。

G委員 ちょっと要望という形になりますが、今のお話、皆さん方のを伺っていただいて思いましたのは、吹田市が現時点、56ヘクタール200カ所の生産緑地を持っている。これを多いと見るのか少ないと見るのかというところが大きい判断の分かれ道になるような気がするんです。

伺っていて、平成3年の段階で63ヘクタールあったものが、現時点、20年たっても56ヘクタールを維持していること自体、私は高く評価したいというふうに思うんです。

その評価するということは、これがさらに50を切るとか40になるとかいうことになってくると、それぞれの農業従事者、あるいは場合によっては所有者のお申し出、今、出てくる病気、高齢化ということから考えたら、当然にこれは廃止せざるを得な

いというのがどんどんふえていくんだらうとも思うんですが、やはり吹田市として、56が50を切るようなことになってはまずいというようなことを政策として持つのであれば、持っていたきたいというのが私の要望なんですけど、持って、申し出が出てきても、できるだけ、これまでもご努力していただいているようですが、農業従事者のあっせん等々というものを確保するだけではなくて、市民に開かれた形での利用形態、あるいは教育面というようなことも先ほど出ましたが、そういうようなことで、予算をしっかりと確保して、どんどん減っていくということがないように、50を切るなんていうことは絶対に許さないというくらいの政策的な判断をして、そういう予算措置をきっちりとって対応していただきたいというふうに思います。

要望です。

柏原会長 ご要望をよくお聞きいただいて、よろしく願いいたします。

樽上総括参事 政策的な農業部門のところと十分に協議しながら、こういうもともと生産緑地としての趣旨を十分踏まえてもらって、都市の中での緑化というところと、それと公害や災害での防止に役立つような農地にもなっていますし、今、ヒートアイランド効果というところにも十分寄与しておりますので、その辺を踏まえながら、できるだけこの生産緑地というところを残していくような政策方法を検討して進めたいと思います。

G委員 お願いします。

柏原会長 それでは、いかがでしょうか。時間も大分迫っておりますので、もしなければよろしいでしょうか。

(「はい」と呼ぶ者あり)

柏原会長 これにて質問、意見を打ち切りたいと思います。

議案第5号 北部大阪都市計画生産緑地地区の変更(吹田市決定)について、原案どおり承認いたしましてもご異議ございませんでしょうか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

柏原会長 異議なしと認めます。

よって、議案第 5 号 北部大阪都市計画生産緑地地区の変更（吹田市決定）について、原案どおり可決されました。

続きまして、議案第 6 号 北部大阪都市計画高度地区の変更（吹田市決定）について、議案第 7 号 大阪都市計画緑地（第 2 号服部緑地）の変更（大阪府決定）について、議案第 8 号 北部大阪都市計画用途地域の変更（大阪府決定）について、議案第 9 号 北部大阪都市計画風致地区（服部風致地区）の変更（大阪府決定）についての 4 案件は、変更区域が重なりますので、一括で事務局のご説明をお願いいたします。

武田参事 都市整備室の武田でございます。

それでは、ご説明をさせていただきますが、議案第 6 号から第 9 号につきましては、議案はそれぞれ分かれておりますが、変更内容につきまして服部緑地の変更に伴う一連の内容でございますので、全体の変更内容をまとめてご説明した後、個々の議案説明をいたしますので、よろしくお願いいたします。

なお、議案第 6 号につきましては、吹田市決定案件としましてご審議いただく内容でございます。議案第 7 号から第 9 号につきましては、都市計画法第 21 条第 2 項において準用する都市計画法第 18 条第 1 項の規定に基づきまして、本市の意見を大阪府に回答するに当たり、当審議会の委員の皆様にご意見を伺うものでございます。

失礼ですが、座ってご説明させていただきます。

ではまず、前のスクリーンと議案書と別に配付させていただいております A3 版のカラー印刷されました議案参考資料、2 枚の分ですが、これの議案第 6 号から 9 号、「大阪都市計画服部緑地等都市計画の変更について」をあわせてごらんください。

前面のスクリーンをごらんください。

まず初めに、服部緑地の概要をご説明いたします。

服部緑地は、吹田市及び豊中市の 2 市にまたがっておりまして、昭和 16 年に都市計画決定され、都市計画決定面積約 142 ヘクタールのうち開設面積が約 126 .

3ヘクタールの、大阪府内でも有数の大きな府営公園となっております。

年間約600万人に利用されておりまして、花壇や広場を初め陸上競技場、野外音楽堂、プール、都市緑化植物園などさまざまな施設がございます。広域公園として位置づけられております。

前面のスクリーンでご説明します。

服部緑地は、ごらんのように、服部緑地本体につながる緑道として、一級河川の高川、それと西側の天竺川沿いの細長い区域が大阪府によって都市計画決定されております。こちらの高川の東側が吹田市域、西側が豊中市域でございます。

このたびの服部緑地に関します変更箇所は、緑地北側の一部、豊中市域でございますが、それと緑地南側の高川を挟みまして、豊中・吹田両市にまたがる部分の2カ所でございます。

吹田市側の変更内容としましては、緑地の一部廃止、風致地区の一部廃止、用途地域の変更及び高度地区の変更の四つでございます。

北側の豊中市側では、スクリーンにお示ししておりますとおり、緑地及び風致地区の一部を廃止しようとする変更でございます。

続きまして、吹田市域側でございます。変更箇所の南側、スクリーンでは下のほうの変更内容について、詳しく説明させていただきます。

今回の見直し対象区域は、もともと府道豊中吹田線により緑道が分断されており、また府道と高川沿いの緑道に高低差があったため、府道豊中吹田線から緑道へのアプローチとして、両側に膨らませて計画されておりました。このたび大阪府によりまして高川沿いに歩道橋が設置され、南北に分断されていた緑道をつなげる河川及び公園の事業計画が確定したことに伴いまして、必要な機能が担保されることとして、現在の区域の一部を縮小しようとするものでございます。

その結果、図に示す部分を現計画から削除するものでございます。前面のスクリーンで図上の黄色く着色いたしました箇所が、このたび服部緑地を廃止する箇所、また

赤線で囲いました箇所が、風致地区を廃止する箇所でございます。

これらによりまして、服部緑地の都市計画決定面積を142ヘクタールから141ヘクタールに変更するものでございます。

続きまして、お手元のほうでA3カラー版の参考資料の「新旧対象図」をごらんください。

緑地の南側につきましては、先ほどの服部緑地の区域変更に伴いまして、用途地域の変更及び高度地区の変更を行うとするものでございます。前のスクリーンで赤線で囲いました2カ所について変更を行います。

まず、変更箇所の北側部分につきましては、現在の服部緑地全体に指定しています「第一種中高層住居専用地域」を周辺の住居系用途として指定をしております「第二種中高層住居専用地域」に変更しようとするものでございます。なお、こちらにつきましては、高度地区の変更はございません。

次に、変更箇所の南側、下側の小さな部分ですが、府道豊中吹田線沿いの箇所におきましては、現在、「第一種中高層住居専用地域」及び「16m第三種高度地区」から府道沿道に指定しております「第一種住居地域」並びに「25m第三種高度地区」に変更し、沿道の連檐性を考慮して整合を図ろうとするものでございます。

続きまして、現地の状況を、写真を用いて緑地、風致地区の変更を中心にご説明させていただきます。前のスクリーンをごらんください。

スクリーンのやや左寄りに見えます縦の筋が高川でございます。今回は、その周辺の区域の都市計画を変更しようとするものでございます。

従来の服部緑地の区域は、緑の線と黄色で網かけされた範囲でございます。また、従来の風致地区は、緑の線と赤線で囲まれた範囲でございます。

都市計画変更後は緑地については黄色で網かけした範囲、また、風致地区につきましては赤線で囲まれた範囲がそれぞれ部分的に廃止されまして、最終的にスクリーンに表示された緑の線のように、緑地と風致地区の区域が一致することになります。

続きまして、こちらの写真は、変更箇所を東側から西側の高川に向かって撮った写真でございます。

先ほどと同様、黄色で網かけされた箇所が緑地の廃止箇所、赤線で囲われました範囲が風致地区の廃止箇所でございます。都市計画変更後は、緑地・風致地区とも緑の線の位置となります。

続きまして、こちらの写真は変更箇所を北側に向かって撮った現地の写真でございます。左側が高川という形になります。

先ほどと同様、黄色で網かけされた区域が緑地の廃止箇所、赤線で囲いました区域が風致地区の廃止箇所でございます。都市計画変更後は緑地・風致地区とも緑の線の位置となります。

以上が、このたびの服部緑地の概要及び都市計画変更の全体的な説明でございます。

続きまして、個々の議案書の説明に移りたいと思います。

議案書のほうは、先ほど全体的に説明させていただいた参考資料と重複するところもございますが、法定の図書に沿ったものでございますので、よろしく願います。

それでは、議案書の18ページ、議案第6号、「北部大阪都市計画高度地区の変更（吹田市決定）」についてでございます。

議案書の23ページをごらんください。

変更理由といたしまして、服部緑地の区域の一部変更に伴う用途地域の変更に合わせ、良好な市街地の形成を図るため境界線の見直しを行い、本案のとおり、高度地区を変更するものでございます。

議案書の24ページは位置図でございます。

前のスクリーンをごらんください。

スクリーンに示しますとおり、それぞれ肌色に着色しておりますところが16m第三種高度地区です。黄色に着色したところが25m第三種高度地区をあらわしております。

ます。

このたびの変更箇所は、赤線で囲った区域でございます。

従来から府道豊中吹田線沿道につきましては、第一種住居地域と25m第三種高度地区により、同じ町並みを形成するよう都市計画決定されております。今回、変更箇所につきましても、府道豊中吹田線沿道の延長に位置するため、用途地域の変更とあわせまして、「16m第三種高度地区」から「25m第三種高度地区」に変更しようとするものです。

次に、27ページの新旧対照表をごらんください。

変更箇所は表の上から4段目の「16m第三種高度地区」及び6段目の「25m第三種高度地区」でございます。それぞれ約0.1ヘクタールの増減でございます。

具体的には、「16m第三種高度地区」が764.9ヘクタールから764.8ヘクタールに、また「25m第三種高度地区」が792.3ヘクタールから792.4ヘクタールにそれぞれ変更するものでございまして、トータルでの変更はございません。

なお、本件につきましては、都市計画法第17条に基づきます縦覧が10月7日から10月21日まで実施したところ、意見の提出はございませんでした。

続きまして、議案書28ページ、議案第7号、「大阪都市計画緑地（第2号服部緑地）の変更（大阪府決定）について」でございますが、この案件は大阪府決定の案件でありまして、吹田市への意見を求められております。

都市計画法の規定に基づきまして、本市の意見を大阪府に回答するに当たりまして、本審議会においてご意見をお伺いいたしたく諮問するものでございます。

議案書の30ページをごらんください。

変更理由といたしましては、大阪都市計画緑地第2号服部緑地は、北部大阪地域における大規模な緑地として広く府民に親しまれているところでございますが、未開設区域において施設配置計画で必要な機能を精査するとともに、道路により分断された

一部区域の境界の整理を行った結果、一部区域について廃止するものでございます。

次に、32ページの「参考資料新旧対象図」をごらんください。

薄く網かけされております箇所が緑地を廃止する箇所、実線で囲いました箇所が変更後の緑地の境界でございます。前面のスクリーンでは緑色の線と黄緑の面であらわしております。

次の議案書33ページは、参考資料としまして吹田市域分の抜き出した計画書、新旧対照表でございます。

面積は11.9ヘクタールから11.6ヘクタールに変更しようとするものでございます。

それでは引き続き、議案第8号、議案書34ページの「北部大阪都市計画用途地域の変更（大阪府決定）について」でございます。

こちらの案件も大阪府決定案件でございまして、本審議会においてご意見をお伺いしたく諮問するものでございます。

議案書の36ページをごらんください。

変更理由といたしましては、「大阪都市計画緑地第2号服部緑地」の変更に伴い、用途地域の境界の整理を行い、本案のとおり変更するものでございます。

続きまして、38ページの「参考資料新旧対象図」をごらんください。

これにつきましても、先ほど全体で説明させていただいたところですが、前面のスクリーンにもお示ししております服部緑地の変更に伴いまして、図のように、現在、緑地全体に指定しております第一種中高層住居専用地域から第二種中高層住居専用地域と第一種住居地域にそれぞれ変更するものでございます。

議案書の39ページは、吹田市域分のみの用途地域の計画書の新旧対照表でございます。

表では下段の括弧書きが変更前を、上段が変更後をそれぞれあらわしておりまして、上から3行目の「第一種中高層住居専用地域」が減少し、順に「第二種中高層住居専

用地域」及び「第一種住居地域」がそれぞれ増加いたします。

表では変更面積が小数点以下のため、整数の表記ではほとんど変化がございません。また、合計につきましても変更ございません。

それでは引き続きまして、議案書40ページの議案第9号、「北部大阪都市計画風致地区（服部風致地区）の変更（大阪府決定）について」でございます。

こちらの案件も大阪府決定の案件でございますして、本審議会でご意見をお伺いしたく諮問するものでございます。

議案書の42ページをごらんください。

変更理由といたしまして、大阪都市計画緑地第2号服部緑地の変更に伴い、服部風致地区の境界の整理を行い、本案のとおり変更するものでございます。

続きまして、44ページの「参考資料新旧対照図」をごらんください。

前面のスクリーンにもお示ししております。

網かけしております箇所が風致地区を廃止する箇所、実線で囲われました箇所が都市計画変更後の風致地区の境界となります。前面のスクリーンでは黄緑色が廃止されまして、実線の緑色の線が境界となります。

服部緑地の区域変更にあわせて変更するものでございます。一部の風致地区区域は、服部緑地の区域と異なる部分もございましたが、今回の緑地の変更にあわせて整備するものでございます。

最後に、議案書45ページは、吹田市分の風致地区の計画書の新旧対照表でございます。

面積が、11ヘクタールから10.5ヘクタールに変更しようとするものでございます。

ここで補足説明させていただきます。

前面のスクリーンにお示ししておりますのは、議案第6号から第9号までの都市計画案件の今後の流れについてでございます。議案第7号から第9号までの服部緑地、

風致地区、用途地域の変更の三つの案件に関しましては、大阪府により手続が進められます。

今後、12月5日から12月19日までの間、大阪府で都市計画法第17条の縦覧が実施される予定でございます。その後、この大阪府の縦覧での意見と本日ご審議いただきます本市の意見及び豊中市の意見を付して、来年2月に開催を予定されております大阪府都市計画審議会に諮問の予定とお聞きしております。

この大阪府の決定案件と本市で定めます議案第6号の高度地区につきましては、互いに関連する都市計画でございますので、都市計画決定と施行の時期につきましては、大阪府と吹田市の決定の日付を合わせていきたいと考えております。

以上、議案第6号から第9号の説明でございます。

議案第6号につきましては、どうぞよろしくご審議賜りまして、ご承認いただきますよう、よろしくお願い申し上げます。

また、第7号から第9号につきましては、冒頭に申し上げましたとおり、本市の意見を大阪府に回答するに当たりまして、当審議会の委員の皆様にご意見をお伺いするものでございます。

以上、よろしくお願い申し上げます。

柏原会長 どうもありがとうございました。

事務局の提案説明が終わりました。

議案第6号から第9号までについて、一括してご質問及びご意見を受けることといたします。

順次、ご発言をお願いいたします。

H委員 服部緑地の区域変更の件なのですが、もってのほかやなと思っております。今日まで大阪府さんと吹田市の間でどんなご協議をされたのか、ちょっと教えていただきたいと思っております。

樽上総括参事 大阪府の担当であります公園課並びに関連する大阪府の担当課と、

まず吹田市の公園担当のほうに協議に來られて、基本的に、この緑地のところを減少して、高川沿いのところには、堤防の上のところには遊歩道がついておるんですが、高川のところでの府道豊中吹田線のところで分断をされて、遊歩道が相対的に下のほうまで行けないという状態になっておりますので、今回、高川沿いの豊中吹田線のところで河川改修を行い、一体的に遊歩道の整備をしていきたいということで、この高川のところは全体的には一連の機能として遊歩道の機能が十分果たされるので、今回、服部緑地の区域を精査しましたということでございます。それを都市計画のほうにつきましても、この6月のところで、大阪府さんの担当者が來られて同様の説明をされたということでございます。

H委員 今、説明を聞いたんですけど、確かに服部緑地という個々の分については機能は充実したんだと。だから区域を減らすと、ほかの分はね。それって都市計画論法じゃないと思うんですけど、その辺はどういうようにお考えなんでしょうか。

もともと吹田市区域にこれだけの緑が要りますよ。だから張りつけたわけですね、大阪府さんは。ふつうやったら、減ったところはどこかで確保してもらわんとだめじゃないですか。単に機能が充実したからといって、緑化行政でいうたら、もともと区域として将来、未開設ですけども、3,000平方メートルの将来担保している緑がなくなるわけですね。機能が充実したから緑地面積といいますか、公園面積、緑地ですけど、こんな減らしていいんですか。吹田市の姿勢をちょっと僕は聞きたいと思うんですけど、その辺どうですか。

武田参事 大阪府の説明をまずさせていただきます。

大阪府から説明を受けたのは、先ほど全体の服部緑地から見まして、広域的な観点からのご説明をいただいたところです。

昭和16年に都市計画決定した当時は、先ほど説明させていただきましたように府道がありまして、そこで分断されておると。そこで戦争が始まったとき、そうすけども、緑道へのアプローチに必要な都市計画の区域を設定したというふうにお聞きし

ております。

その後、まだ一部未開設の部分もありますけれども、ちょうど緑色の線で今回変更しようとする区域でございますけれども、そちらにつきましては、既に、都市計画公園として開設されているところ。それで今回、緑道の機能として必要な、先ほどからの繰り返しになりますけれども、今まで下に降りないと歩けないというところだったんですけれども、河川の改修とともに緑道を人道橋といいますか、緑道をつなげるという工事の事業計画が定まりましたので、それに伴い必要な区域を整理されたというふうにお聞きしております、都市計画としましても、そのことを理解しているところでございます。

H委員 聞きたいのは、都計法の中で緑地という網をかぶせておいて、個々の部分で施設が充実したから外しますねんと。含めて整備してもらったらいんじゃないですか。

済みません、その施設計画平面図を拡大したのはいないですか。多分、緑だけの部分になっていると思うんですけど、ちょっと大きくしてもらえませんか。施設計画、一番初めの服部緑地の施設平面図がありましたね。その部分のここだけをどういう形に。それと、その部分にどんな遊歩道ができるのか、ちょっと教えてもらえますか。その部分の協議しはったときの参考図になるかと思うんですけど、受け取っておられないのでしょうか。

武田参事 緑道の整備につきましては、工事用の図面しかまだ手元のほうにはございませんが、ご説明させていただきますけれども、歩道橋は幅員3メートルで長さ19メートルの歩道橋ができます。

この緑道につきましては、歩行者が交互通行できますように、3メートルの幅員を確保するものとお聞きしております。

今、前の図面では、先ほどと天地が逆ですけども、赤色でお示ししておりますところが緑道がつながるといふ新たな歩道橋でございます。

済みません、ちょっと図面が逆転していますので、実際は下側が吹田市側、上側が豊中市側という形になっております。ですから、赤い橋は吹田市側に設置されるというふうにお聞きしております。

H委員 あそこに橋がかかって、地元さんもやっぱり以前から要望されたことと私も知っています。そこに橋ができることと、今回、減するところ、これはどんな関係があるんですか。せっかくそこに橋がかかるんやったら、橋がかかったところのあそこの今回、減しようというところに休養施設でもつくってもらったらいかがなんでしょうかなって僕は思っているんですよ。

樽上総括参事 その現況図のところでは少しわかりにくいんですけども、服部緑地の中に吹田市が今、大阪府さんからお借りしているこぶな遊園というのもございます。現況、こぶな遊園という名前はついているんですけども、その部分につきましても、今回のこの河川改修にあわせて、緑地のところと一体的な遊園整備も行うということ聞いております。

そういう形で、今現在、遊園という施設のところにつきましても、この遊歩道をつくることによっての一体整備を行うということで、機能としてはそれで十分賄うのではないかということで、今回、緑地の変更というところを考えております。

それとあわせて、服部緑地には、先ほどの生産緑地で一部公共用地で買収という形のところがありましたけれども、現在、大阪府の服部緑地から吹田の千里ニュータウンに入っていくところ、ここにつきましては、同じように緑地の遊歩道という計画がございまして、現在、事業を行っております。これの事業を促進してもらおうということで一体的な服部緑地の有効活用が図れるのじゃないのかなということを考えております。

H委員 有効活用を図られるのはすごいいいことだと思っておりますけど、吹田市の担保をしていた緑を、そこに橋ができたから、道が一本になったから、だから緑は要りませんわという論法じゃないですか、これは。吹田市はこれから緑をね、市域

の1人当たりの公園面積10平方メートルを確保するということでみどりの基本計画にも書いているわけでしょう。これは3,000平方メートルなくなるんですよ。どこかで吹田市さんが担保しはるんですか。

柏原会長 その面積が減ることに対してのご意見だと思いますので、公園面積、そこについてご説明をお願いいたします。

樽上総括参事 現在、吹田市のところでは、基本的に、公園の方で出しています吹田市第2次みどりの基本計画、この中で現在が約9.2、1人当たりの平方メートルございます。それを将来、10平米の1人当たりの人口の面積にしていきたいというのがみどりの基本計画に書いております。

その中では、あくまで今の服部緑地の開設されている面積と、今後、事業によって開設されていく面積という形での面積をとらまえておりますので、この0.3ヘクタールが減るという形じゃなくて、今後開設されていくというところの面積で、一応、10平米の面積のカウントにはされておられます。

H委員 聞きたいのは、未開設やから、今現在、8.9ヘクタール分は9.何ほどカウントされていると。あと残りの未開設分はカウントしてないという論法なんですけど、将来、全部整備してもらったらふえるじゃないですか。そやから都市計画で網をかぶせているんじゃないですか。

3,000平方メートルといたら、街路公園でいう2,500平方メートルですね。公園が1個できるんですよ。吹田市は公園がない、公園がないって言われているのに、3,000平方メートルが府の勝手に吹田市側の将来、公園的な機能を果たす部分が減らされるわけですよ。こんなんでも緑化行政は進むのかな。

吹田市がどんなスタンスでこの案件、話にのってはおるのかなというのが、いささか市としての緑化行政に対する姿勢がちょっと間違っているのと同じかなと思うんですよ。

機能的に充実しました。でも、緑化のほうの機能は減になっているんです。何も吹

田市は得していませんよ。3,000平方メートル分もまた吹田市がどこかで買わな
あかんことになるわけでしょう、現実問題として。そういうこともお考えの上で、こ
れをこの場にのせようという判断をされたのかどうか。

武田参事 大阪府によりますと、平成22年度に策定されました北部大阪都市計画
区域マスタープランの中で、多様な緑を重視する方向性を出されております。公共の
取り組みで生み出される緑と緑の都市計画公園緑地に加えて、民間で生み出される民
有地の緑化や既存の緑の保全に取り組むなど、実現性のある施策を展開することで、
緑の充実をより一層しっかりやっていくという記述がございます。

都市計画公園緑地の見直しの方針につきましては、今年度中に大阪府から提示され
ると聞いております。大阪府の計画では、当然、緑をさらに進めると、大阪府のほう
でもそういう計画が示されておりますけれども、一方で、都市計画もしくは大阪府さ
んの全体の動向でございますが、事業をするところ、できる予算の面、経済的な面も
含めましてでございますが、メリハリをつけて事業を進められているとも、一方でそ
ういうこともございます。

今回の取り組みは、緑地全体を広域的な観点で考えられた結果というふうにお聞き
しております。

H委員 それはわかるけど、なくなった緑はどうなるんですかということを知って
いる。吹田市として緑は残していかなあかん。議会でも質問しました。緑化基金を取
り崩してまで緑をふやしてほしいと。取り崩してでもやりますと答弁をもらっている。
それを減らされているんですよ。減らしてくださいと言われるわけでしょう、府から。
姿勢がわからないと言っているんです、吹田市の姿勢が。

A委員 ちょっと関連でお願いしたいと思いますが、変えなきゃいけないという必
然性について今、お話が出ていますが、疑念を持ちます。それは橋ができるとか、理
由は、境界の整備を行っていくと、こういうような理由で理由はわかりませんが、それ
が今の風致地区を解除するとか、緑地を解除するとかという必然的な理由になるのか

と、これを大変疑問に思います。

お話が出ておられるように、これから新たに土地を買収してでも1人当たり10平米にしようというやさきに、既にあるものをこういうような理由で廃止していいのかと、これは大変疑念に思うと。意見というお話でしたから、疑念に思うということをお願いしておきますが、いかがでしょうか。

意見ですから意見として、この審議会としては妥当な意見であるかどうかをお考え願えればと思います。

H委員 時間も押しているんで、もうちょっとだけ聞きたいんですけど、過去に減だけでやった公園の区域変更というのはありますか。

樽上総括参事 都市計画公園の減というのはございませんが、緑地というところで千里緑地につきましては、過去に何回か面積の減少という形では変更手続をとっております。

H委員 計画変更のとき、私、携わっていたんですけど、プラスで1ヘクタール分は何ぼか忘れましたが、たしか生産的な部分でやらせてもらったり、最終的には増になっているはずですけども、それはいいですわ。

要は、ふつうは減らしたかわりに減らした分をどこかに張りつけて、ここの分を充実しますよというのが論法やと僕は思うんですよ。減らされっ放しですよ、これは。こんなことがまかり通っておったら、これから吹田市の公園の隣に緑地がありました、宅地で売れますわ、外してください、はい、どうぞという話になりかねんわけでしょう。

都市計画法に網をかぶすということは、すごい重みがあることでしょう。街路事業でもそうですやん。いつ打ったかわからんような都市計画の街路が未整備のまま置いてあるところがあるわけじゃないですか。それだけ外せないということなんでしょう。

道路と公園の重みは違うかもわかりませんが、そういう法律の網をかぶせておいて、いとも簡単にあそこに橋ができて機能が充実しましたから、その面積はもう要

りませんで、余りにも短絡過ぎるんじゃないかなという気持ちをしています。

余り長引いたら具合が悪いので、ほかの委員さんも意見があるかと思しますので、私は、ぜひ減った分をどこかにやっぱり面積は確保すべきやという意見を付していただきたいなというように思っています。

以上です。

柏原会長 ありがとうございます。また、後でご相談いたしますけれども、附帯意見として意見を出すというふうなことで、強いご要望がございますので、措置をさせていただきます。

C委員 私もH委員とA委員の気持ちというか立場と同じなんですよ。とりあえず一つお聞きしたいんですけど、風致地区というのは何を守るもんなんですか。

樽上総括参事 風致地区は、都市計画法の中で地域地区の一つの種類といたしまして、基本的には緑を守っていくという形で、建物に関しての建築制限とか、色も奇抜な色をやめてくださいとか、敷地内に植樹をしてくださいとか、その敷地の中で樹木の伐採がありましたら、そういうのも届けてくださいよというのが基本的な風致地区ということでの趣旨でございます。ですから、基本的には緑を大切にしていきたいということで、風致地区というのは指定をしております。

C委員 風致地区とか今回の用途変更される場所に関して、建物が建っていたりとか、それから現状が農業をされていたりとか、そういう場所ばかりなんですね。こういうのはまず所有権がだれにあるのかとか調べてないので、お聞きして申しわけないんですけど、だれが持つことによって、ここにこういう建物が建っているのかとか、耕作がされているのかとか、そういうことに関しては調べられていらっしゃいますか。

樽上総括参事 吹田市側において、この服部緑地のところに基本的な風致地区がかかっているんでございますけども、今回の緑地のところから少し区域が風致で拡大している箇所がございます。その箇所につきましては、現存は市営住宅用地と一部民間の住宅用地のところか風致地区の中に入っております。

今回あわせて変更していこうとされておられます服部緑地の緑地部分の吹田市側におきましては、所有は大阪府が持つておられます。豊中さんのところは民間の土地というところがたくさんございます。

〔委員〕 ちょっと現状で写真が写ってあったんですが、北山のところら辺の公園のところの写真を見ていただきたいんですが、結局、今回、風致地区を外すというお話になっているのは、木があって、法面がありまして、その手前側なんですね。大阪府の土地だったわけですね。

結局、草ぼうぼうなんですよ。草の種がこっちの右側のところに入ってきて、いっぱい草が生えて困るんですというような、そういうような形で、結局、緑としては整備されてなくて荒地だったところなんですね。

こういう場所だから、多分、こういうふうなお話 coming しているとは思いますが、でもそれは現状の認識としまして、でもやっぱり緑地やったわけですよ。これを含めて吹田市は緑地やということで、その平方メートルにもカウントしておったわけですね。そういうのを減らすときには、やっぱり全体のバランスがとれるように緑地をふやしていけへんかったらあかんというのも当然ですし、もし、例えば大阪府がこれを売却されるということがある場合は、これはもともと大阪府民とか吹田市民の土地なわけですよ。だから、そのお金というのは、やっぱり緑を守るために使っていただかなきゃならない。

緑というのは、お金を入れなかったらきれいな状態になるというわけじゃなくて、例えば、この上の鎌池でも、昔は魚が住むきれいな池だったわけです。ところが、放置されているんですね。放置されると周りから土砂とか木々が倒れ込んでまいりますよね。それで沼になってしまっている。沼になって、そこに住んでいた非常に貴重な琵琶湖周辺にしか住まないタナゴ類なんかも含めて、そういう湖魚が住んでいた池が沼になって、今は魚が住んでないんですよ。つまり緑地というのは、放っておいたら守れるんじゃないじゃなくて、やっぱりきちんと手を入れていかないと、現状でその生態系

を守っていくことができないということを大阪府もきっちり見ていただきたいんですね。

今回対象になった場所というのも、やっぱり大阪府は手を入れてきてないんですよ。放置しているんですね、指定はしてあるけども。だから、そういうことで、万一これが開発される、大阪府が売却するということになっても、もともとその資産というのが府民のもの、市民のものであったということをきっちり認識していただいて、公園整備であるとか、生態系を守るとか、そういうところをきっちり形は変えても資産であるということを利用していただきたいということを今の段階で申し上げておかなければならないと思うんです。

私が申し上げたいのは以上です。

柏原会長 ありがとうございます。ほかに何かご意見はございませんでしょうか。

I 委員 今のC委員の発言からお聞きしたいんですけど、そうすると緑地を外して規制緩和になると思うんですけど、される場所というのは大阪府の土地なんですか。

武田参事 大阪府の土地でございます。

I 委員 そしたら、やっぱりここを大阪府としたら先々は売却をして、民間に行くと、民間が開発をするという形になる可能性が高いですね。

武田参事 説明会でもそういう質問がありまして、大阪府さんがお答えになったのは、現在は都市計画の緑地でございますので、外して早々にということではないですけども、可能性としましては、ほかの府の土地と同様に、今後の方向性としては売却するということもあるということでございます。

I 委員 私もやっぱりこの理由が、今回、緑地帯をこういう形で規制緩和をする理由というのが、余りにも吹田市にとってもですし、この周辺の住民の皆さんのためになるものだというふうには考えられないので、やはり今、H委員もおっしゃいましたけど、大阪府からこの話が来たときに、吹田市として、そうですか、わかりましたということだったのか、今後、大阪府が手放されるんだったら吹田市が取得をして、

今までどおり緑地帯として利用する考えがあるのか、その辺についてはどうなんですか。

樽上総括参事 先ほどのH委員からの質問とも関連しておりますけども、基本的に、この話があったときに、現在、高川のところでのそういう遊歩道というところの整備をなされて、なおかつ、こぶな遊園のところも緑地の中に入っている中では、一体的な整備をされていくということで、ここのところの高川のところ、服部緑地へ行くためのもとも遊歩道というところの位置づけがあったので、その機能を充実されていくということなので、面積がこの分、減るということはやむなしかなということを考えてみました。

それと、なおかつ服部緑地に行くために今の事業認可をされて事業をされている、服部緑地から千里ニュータウンに行く緑地の部分についても、早急に事業を着手してくださいというところを重ねて言っているというところでは、あわせて服部緑地のところへのそれぞれの緑道形状を充実させていくということで、やむなしかなということでは判断いたしました。

I委員 大阪府の姿勢自身もちょっと理解できないんですけども、結局、規制緩和をして民間に恐らく売却をして、また何か建物をつくるということで、市民や周辺住民のためになるとは思えませんので、承認しかねるなと思います。

C委員 そういう今のような形を含めて、私、非常によく理解できまして、私も、大阪府が次々と府有地を売却する姿勢に対しては非常に苦々しく思ってきたこともございますので、この場所に関して違うことを申し上げるのも非常に心苦しいところもあるんですが、ただ基本的に、ここの府道をまたぐ橋を通れるようにしたいという願いは、私、10年ぐらい前、当時の府議会議員の方と一緒に、地域の住民の方々の要望をいただきまして要望書を上げさせていただいたという経緯がありますので、もう少しだけお話をさせていただきたいんですが、簡単に申しますと、緑がここにあってほしいと府民の方が思っている場所と、ここの場合に関しては、せっかくこ

ぶな遊園があって、そのあと服部緑地のほうに通じていつているのに、この場所は荒れているし、暗いから非常に怖いと。子供たちを逆に近づけさせることができないというような付近の住民の方々からの要望がありまして、大阪府はこういう荒れ地のままで放置しないでほしいという要望が出ていた場所なんですよ。そういう意味では、せっかく遊園のある場所ですから、近くに人家があつたりしまして、子供たちが安全に近づいていけるようなことになれば、この地域にとって望ましいと思うんですね。

特に、府道の南側には染の井公園がありまして、上のほうにもありまして、北のほうにも今まで申し上げてきたように公園がありまして、それを歩道でつなぐと、交通事故を心配しないで子供たちが遊べる非常にいい場所になるだろうということで、府の方も地域の方も非常に期待をしている場所でもあるんですね。そういうことを考えていくと、この付近の夜間暗いなどという、そういう危険性のことを考えても、この場所には、逆に、府のお考えによって将来的にそういう開発がなされるということも、決して付近の住民の方の気持ちに沿わないことではないのではないかなというふうに思うわけです。

そういう意味で、現在のこういう議案になってきているというふうに私は思いますので、そういうことまで踏まえた上での答申をしていただきたいなというふうに要望する次第でございます。

F 委員 今、おっしゃったのと同じような市民感覚で私は思っております。

市の方が府から言われて確かに緑を減らすと、数字上の緑ですね。でも、その分、今度は逆に、高川の遊歩道、これを充実させるということを経験、ある意味で条件をつけたと。まあ言うたらそういう形で交渉されたんだと。結果として、今、まさにおっしゃったように、私も江坂におりますので、この遊歩道は好きなんですけど、荒れ放題とは言いながら、結構、散歩で使っていたりしています。

分断されているのが何とかならんのかいという感じだったんですけど、それはやっと実現したということで、だからプラス面も、必ずしも面積だけじゃなくて質の向上

といいますかね、単に緑があるだけじゃだめなんですよ。その緑を住民が使えるような状態の緑でないといけない。それをやっていただけるのであれば、確かに数字上はこれだけ減ったけれども、充実するプラス面がバーター、合えば、それだけの効果があったんじゃないかなということで、私は別にこれで賛成、異議なしというふうな意見であるということをおきたいと思います。

Ｌ委員 農地の関係でこの職務代行ということで出させておりましたが、多少関係がございますので説明しますが、これは都市計画なんですけれど、都市計画用地の問題、それから緑地の問題、それから工事の問題、三つぐらいに分けられるんですね。それで地元から工事については前から要望がありましたし、かなり進んでおります。説明のセクションが違いますが、もう既にブロックで、こういう工事をやらせてもらいますということを地元には説明されております。

ただ、これは範囲がどこまでやるかというのは、これは際限ない話で、聞いておりますところによりますと、三つほどのブロックに分けて、こういう工事はこれを予定にやらせてもらうということは、地元にも府のほうからも説明がございます。

たまたまこういう計画の話が出ておりますけども、大阪府としても市のセクションの一応、ノータッチということはございませんので、その辺も多少は心配りしながらやっております。

ただ、今日は都市計画審議会というオーソライズされる場所で、H委員やらC委員が言われることはよくわかりますので、この結果をまた事務局のほうで、どういうふうにあと持っていくかと思いますが。

柏原会長 ありがとうございます。

大変重要なお意見をたくさんいただいております。ただ、すんなりとオーケーですというわけにはいかない案件だと思いますけれども、意見を求められているということで、後ほど、どういう対応をするかということをお諮りしたいと思いますけれども、そういうことを前提に、附帯意見をつけるということをお前提にして、ここで吹田

市の決定のものもありますので、諮らせていただいでよろしいでしょうか。

ほかに何か質問がないようでしたら。

Ｊ委員 6号議案を決をとるということですか。

柏原会長 一つずつとらせていただきますけども、けどすべて今のようなご意見は関係ありますんで、それを前提にして6号議案というのが出ていると思います。

Ｊ委員 ちょっと質問で、仮に附帯意見をつけて、大阪府さんに意見をつけて了承したということになって、それが緑がここの緑地、もちろん荒れ放題やとか、そういう問題はいろんな地域の問題があると思うんですけども、それを整備して、きれいな公園とか緑地をふやす方向に行く担保というか、そういう附帯意見をつけたとしても、大阪府さんがそう判断されるかどうかというのが、ちょっと今の話からでいうと見えにくいと。

聞いている限りでは、橋をかけるかわりに緑を減らすというふうにしかな、その交換条件として、その条件というのがいまいち納得できないというか、これは決を求められても、ちょっと判断しづらいところがあるんですが。

Ｆ委員 橋だけじゃないんですよ。遊歩道全体の整備に関連するんですよ。

Ｊ委員 それで、一方、遊歩道をつくることで歩きやすくなるとか、利用しやすくなるというところはすごくプラス面があると思うんですけども、その交換条件されているところがいまいち納得いかないというか、それで決というか判断を求められても困るなというか。

柏原会長 大変もったもなご意見ですよ。順序が、通るという前提において吹田市も出してこられるという、そういうことですけど、一般論から言えば、それは通るかどうかもわからないという、そういうあれですからね、一般論から言えば。通常は通るとは思いますけども。それを前提にしてここで6号議案をどうこうするというのは、これはいかがでしょうか。

Ｌ委員 先ほどの話、Ｃ委員が説明しましたけど、Ｉ委員とかＪ委員も出まして、

F委員も出ています。いろんな案件、ちょっと全体的な区域としては一つなんですけど、話は別々になっておりまして、その辺、私もよくこの場で聞かせていただきましたので、そういう関係もしておりますので、善処していきたいと思うんですが、善処というか、私の立場は審議会委員ですから、市のほうの関係なんですけれども。

A委員 いろいろなお意見、大変もつともだなと思いますが、この審議会でもこまめに具体的に詳しいところまで入り込むかと。これは限度があると思うんですね。ある程度のところでありませんと、ここの機能として。そういう範囲でいいますと、今、ある程度利便性があるんならいいんじゃないかというご意見もありましたし、それではいかんというご意見が多かったと思いますが、ともかく今のような理由で廃止するというのは、どうも必然性が乏しいと、釈然としないというふうには思いますので、審議会レベルとしてはそのぐらいのところ、内容は、一つがどうだこうだまで書くかどうかは別ですが、はっきりとそれは釘をさす意味で意見に出していただけたらと思います。

C委員 6番についても議決が必要なんですね。

柏原会長 そうです。

C委員 7番から9番に関しては意見を出すことで出たんですから、意見を並列で出していただければよろしいかと思うんですけども、そういう形になるんですか。

柏原会長 それはそういうことで進めたいと思いますけれども、要するに、府のほうの内容と6番が非常に密接に関係ありますんで、附帯意見をつけて、府がどう対応するかによっては6番は関連しておりますので、ある意味では、そう簡単にこれを賛成とか反対とかは判断できませんというのが今のご意見で、順序からいえばもっともなお意見なんですね。

C委員 例えば、7番から9番に関していうと意見を出すと。7番から9番に関しては、大阪府のほう、どちらにしろイエス・ノーを出すわけですから、その条件付きの形の採決をするという形になるわけでしょうか。

柏原会長　そうです。7番からは意見を出すということで、その意見をもとにして大阪府の都市計画審議会で、吹田市はこういう意見を持っておられますということで判断されるわけですから、一般論からいえば、まだ決まっているわけではないですよ。だから、ごもっともな意見ですということになれば、確率は非常に低いと思いますけど。だから、そういう前提において6番をここで審議するのはいかがでしょうかというご意見で、順序からいえばごもっともなご意見だと思うんです。

ただ、通常から考えますと、もう大阪府はこういうことで行きますということに一応考えたとすれば、その前提において6番はどうご判断いただけるかということになると思いますので、そのようにここでは判断させていただきたいんですけども、吹田市さんのほうの当局としてはいかがでしょうか。

樽上総括参事　基本的に、高度地区の6号案件につきましては、市決定という形になっております。ですから、この審議会に諮問させていただいているという形。7号から9号につきましては、大阪府の案件ということになりますので、この審議会にご意見をお伺いさせていただいているという中では、最終的には、吹田市として大阪府に、7号から9号に対しての市の意見という提出がございます。そのときに吹田市としての考え方並びに吹田市の都市計画審議会ではこういう意見が出ましたという形で大阪府さんに送らせていただこうと考えています。

来年2月に、大阪府の都市計画審議会を予定されているところで、地元市としての吹田市がどうだったとか、逆に、豊中市もございますので、豊中市としてもどうだったというところは、当然、ご報告はされます。

大阪府さんが緑地の変更されていくということを前提に踏まえて、それに関連して用途地域とか風致地区というところがあって、それとなおかつ市決定の高度地区という考え方ですので、基本的に、大阪府の緑地が変更されなかったら、ここで高度地区を承認いただいても、基本的には、もともとなる緑地が変更されなかったら、高度地区もなかったものという形で考えてはいきたいと思っています。

柏原会長 今のようなご説明がありますので、一応、それを前提にご判断をいただくと、今のですね、それでよろしいでしょうか。

K委員 今のお話ですと、もう一回、都市計画審議会で6号案件を再審議する可能性があるということですよ、府の決定がこのとおりにならなかつたら。そう考えますと、6号議案を今やらないといけないのでしょうかということですね。7号から9号まで意見を出して、その結果を持って次の審議会で6号を諮ればいような気もするんですが、これをさきにやってしまうのは何か論理的に。一緒にやらなきゃいけないというような縛りがあるんでしたら。

高度地区は、多分、緑地が外れても外れなくても、高さの制限を変えるだけなので、緑地をどうこうするということに影響はないとは思いますが、一応、順序としては、やっぱり緑地が変わったから変えるんであって、今、急ぐ必要があるのかなと思ってしまいうんすけども、いかがでしょうか。

柏原会長 今の件についていかがですか。

樽上総括参事 まことにごもつともだと思えます。一応、今までは通常のところ、基本的には市決定というところの案件で挙げさせていただいて、府決定というところは来年2月にされている。それは逆に言えば、大阪府の都市計画審議会と市の都市計画審議会が同時の日でも行えば基本的には問題ないだろうかと思いうんすけども、今の話の中、基本的には、緑地が変わることによってそれに伴うところですので、基本的には、6号議案の都市計画の高度地区の変更というところも、緑地が変わった後でもいいじゃないかということでありましたら、基本的には、そういう筋からでいくと、次回の吹田市の都市計画審議会にお諮りする形でもいいのではないかなとは思います。

柏原会長 ということは、6号は今日は外してもいいということですか。

樽上総括参事 継続審議という形にしてもらってということで。

柏原会長 そのほうがすっきりしますね、確かに。

それでは、今、ご説明がありましたように、第6号議案につきましては、継続審議

ということでさせていただいてよろしいでしょうか。

(「はい」と呼ぶ者あり)

柏原会長 ありがとうございます。それでは、6号議案についてはそういう形にさせていただきます。

続きまして、第7号議案 大阪都市計画緑地(第2号服部緑地)の変更(大阪府決定)について、原案に対して意見がございませんでしょうかということですが、これについては意見があるということで、一応、それを前提に承認をするということで、それでよろしいですか。意見がありますということで諮らせていただきたいと思います。

そうしますと、ほかの議案も全部そういうことですね。一つずつ、同じ前提の話ですから、だから、この第7号議案から第9号まで、これについては意見があるということで、附帯意見をつけるということにさせていただいてよろしいでしょうか。

(「はい」と呼ぶ者あり)

柏原会長 附帯意見につきましては大きく二つありまして、一つは、要するに緑地を廃止するということに対して強い反対があるということ。理由は幾つかありますけれども。それともう一つは、これが廃止された場合でも、その廃止された土地は、地域の環境を向上するために、それを大いに環境向上のために資していただきたいというふうな、大きくは二つ意見があると思いますが、ほかに何か。

H委員 私の意見は、減らすのは構わないですよ。その担う面積はどこかで確保してくださいという向きの意見を入れていただきたいなと思うんです。

柏原会長 それは吹田市のそういう緑地確保の方針がありますので、それにのっとり、減らす場合にはどこかで増やすというふうなことを考えていただきたいというふうなご意見だと思います。

C委員 私が申し上げたいのは、繰り返しになりますけれども、もし、減らす場合においては、その場所が大阪府の土地であり、その価値は地域と大阪府民のものである

るから、そのお金はその地域保全のために使っていただきたいということです。

柏原会長 大体、大きくは二つ。

A委員 言葉じりみたいでいけませんのですが、附帯意見というんじゃなくて、これはちゃんとした意見だという扱いでないと思います。

柏原会長 では、吹田市へこういう意見があったということで対処させていただくということでよろしいでしょうか。

(「はい」と呼ぶ者あり)

柏原会長 それでは、長時間、大変これは重要な案件で、しかも皆様方のご意見は、本当にこのとおりもっともなご意見だと私も思いますので、そのように対処させていただきたいと思います。

それでは、その他のご報告はございませんでしょうか。

事務局から何か、ご報告。どうぞ。

武田参事 その他を報告させていただきます。

天野主査 都市整備室の天野でございます。

報告案件といたしまして、「吹田市都市計画マスタープランの中間見直し」と、関連する主な都市計画の予定でございます。

前面の画面でご説明いたします。

こちらには、吹田市の都市計画に係る主な計画の「計画期間」をお示ししております。

現行の本市都市計画マスタープランは、平成16年からおおむね20年間の計画期間としており、中間年次で10年目に当たる平成26年に必要となるものについて見直しを予定しております。この見直しに当たり、現在、現況調査、課題抽出を行っております。来年度の平成24年度から平成26年度までの3カ年におきましては、見直し案の検討、見直し案の策定、パブリックコメントの実施を予定しておりまして、この案の決定までの間に、委員の皆様には、都市計画の専門的な見地からご意見をち

ようだいしたいと考えております。

その後、平成26年度には、本審議会でご審議いただきまして決定していく予定としております。

大きな流れは以上ですが、本市都市計画マスタープランの上位計画の一つである吹田市第3次総合計画におきましても、計画期間の中間年次である平成25年に向けた見直しを今年度から実施しており、こちらとの連携及び市民参画のスケジュール、市民参画の場の設定方法や関係団体との協議方法につきましては、今後、担当部局と調整してまいります。

次に、大阪府では、平成22年度に北部大阪都市計画区域マスタープランを定め、これに沿って、現在、都市計画道路、公園、緑地の見直しを進められております。

吹田市域にございます都市計画道路、公園、緑地につきましては、今後、大阪府と吹田市で協議を進めてまいりたいと考えております。

以上が、ご報告でございます。

柏原会長 ありがとうございます。それでは、時間も過ぎておりますので、以上をもちまして本日の審議会は終了といたします。

委員各位におかれましては、議事進行にご協力いただきましてありがとうございます。

本日はご苦労さまでございました。

(終了)